

令和6年度北の丸公園  
利用施設再整備計画策定業務  
特記仕様書

令和6年10月

環境省皇居外苑管理事務所

# 第1章 総則

## 第1条 適用

1. この特記仕様書は、環境省における設計業務等共通仕様書（自然公園編）第3篇 設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本業務の履行に適用する。  
なお、共通仕様書は環境省のホームページに掲載しているもの平成29年7月版を適用する。
2. この業務にあたっての一般事項は、共通仕様書によるものとする。

## 第2条 業務対象位置

本業務の設計対象は別途図面に示す範囲とする。

## 第3条 履行期間

履行期間は、休日等を含み契約の翌日から、令和7年2月28日（金）までとする。尚、休日には、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始の他、履行期間内の全ての土曜日を含んでいる。

## 第4条 管理技術者

管理技術者は、下記のいずれかの資格を有する者であること。

- 技術士（建設部門（選択科目：建設環境または都市及び地方計画）・環境部門（選択科目：自然環境保全または環境保全計画））
- RCCM（造園）

## 第5条 業務計画書

受注者は、契約後14日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出すること。

## 第6条 配置技術者の確認について

受注者は、業務計画書（共通仕様書 共通編 1.12）の業務組織計画に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

## 第7条 打合せ等

打合せは下記の区切りにおいて行うものとし、回数は原則4回とする。

業務着手時・業務中間時（2回）・業務完了時

## 第8条 成果物の提出

1. 成果物は、紙媒体及び電子媒体（CD-R 又は DVD）で2部提出すること。
2. 成果物の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。
3. 工事費内訳明細書を電子納品する場合、エクセル形式「office2010(Ver14)」以降で作成したもの。並びにPDF形式で出力したものを併せて納品のこと。また、図面はCAD（ファイル形式は.DXF、.SFC、.P21のいずれか）並びにPDF形式で納品すること。
4. 印刷物等の提出においては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針を参考に適切な表示を行うこと。

## 第9条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、調査職員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

## 第10条 再請負

本業務について、主たる部分の再請負は認めない。

本業務における「主たる部分」は、共通仕様書 1.29 の1に示すとおりとする。

## 第11条 業務の再請負の申請について

1. 業務の一部（主たる部分を除く）を再請負しようとするときは、あらかじめ再請負の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再請負の必要性及び契約金額等について記載した書面を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再請負の内容を変更しようとするときも同様とする。

2. 前項の規定は、共通仕様書 1.29 の2に示す簡易な業務を再請負しようとするときには、適用しない。

3. 第1項の規定は、軽微な変更該当するときには、適用しない。

## 第12条 建設副産物対策

共通仕様書 2.9 の9に基づき、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。

## 第13条 設計業務の成果

当該業務における数量計算書は、共通仕様書 2.11 の（4）に示すとおり、「土木工事数量算出要領（案）」（国土交通省参照）により工種別、区間別に取りまとめるものとし、算出した結果は「土木工事数量算出要領数量集計表（案）」（国土交通省参照）により電子データにて提出するものとする。なお、提出様式は、原則として国土交通省ホームページに掲載されている「数量集計表様式（案）」によること。

## 第14条 個人情報の取扱について

本業務は「個人情報の取扱い」として、共通仕様書 1.31 の8の他に以下の内容を加えるものとする。調査職員の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（用紙を定めない）を調査職員に提出しなければならない。

## 第15条 保険加入

受注者は、共通仕様書 1.38 に示されている保険に加入している旨（以下の例を参照）を業務計画書に明示すること。ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

（例）設計業務等共通仕様書 1.38 保険加入の義務に基づき、雇用者等を被保険者とする保険に加入しています

# 第2章 業務内容

## 第16条 業務の目的

国民公園である北の丸公園は、江戸時代に造成された江戸城北の丸が原型で、明治時代に近衛師団の兵営地が置かれた。戦後、近衛師団は解体され、戦後復興都市計画御濠緑地として都市計画決定されたことから、公園用地としての活用が検討され、「皇居並びにその周辺の景観と連繫を図る、清楚かつ品位ある樹木の多い公園」として整備され、1969年（昭和44年）に開園した。整備から

50年以上が経過し、公園利用者が利用する休憩所（四阿）・ベンチ・標識類の多くが老朽化し、利用者に対する快適性や安全性の確保に問題が生じているほか、当該公園の魅力を十分に発信しきれていない現状にあることから、北の丸公園の特性を活かした更なる魅力の向上を目指し、有識者による「北の丸公園の利用の在り方に関する検討会」を開催し、利用の基本方向やエリア別の利活用の方向などが示されたところである。

本業務は、検討会において示された利活用の考え方などを踏まえつつ、公園入口のゲート機能改善や利用動線・利用形態に対応した施設の再整備、公園の魅力を案内・発信する拠点施設の基本計画を策定することを目的とする。

## 第17条 使用する技術基準等

本業務で使用する技術基準は、共通仕様書に定めるもののほか、調査職員の指示したものとする。

## 第18条 再整備計画の策定

### (1) 現況把握

北の丸公園全体の植生・地形・景観・歴史・人文などの現状を、既往の文献・データ等により整理する。

### (2) 敷地分析

公園に関する経緯・課題・法規制及びその他の計画条件を整理する。

### (3) 計画内容の検討及び方針設定

#### 1) 基本方針・ゾーニングの設定

現況把握や敷地分析の結果を踏まえ、利用施設の再整備にあたっての基本的な整備方針とゾーニングの設定を行う。

#### 2) 既存施設の改善点・拠点施設の検討

公園の利便性・快適性の向上、魅力の向上などの目的に応じ、以下の既存施設の改善計画や拠点施設の規模・建設位置の検討を行う。なお、英文解説文の整備については、以下の観光庁ウェブサイト「【英語】地域観光資源の多言語解説整備支援事業」に掲載される最新のガイドライン等に基づき実施する。

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/multilingual-kaisetsu.html>

○老朽化が著しい休憩所（四阿）・ベンチ・防護柵の再整備や標識類の整理統合及び多言語化再整備を検討する。

○公園入口にあたる田安門・清水門・北詰橋門前・乾門前の4か所の総合案内標識の設計を行うとともに、北詰橋門前及び乾門前の2か所についてゲート機能の改善を目的とした門扉等の規模・デザインを検討する。

○公園の魅力向上のための拠点施設（インフォメーションセンター（仮称））の規模・構造・建設位置の検討を行う。なお、建設位置は北詰橋門前または乾門前を想定している。

### (4) 基本計画図の作成

提供されたベース図に基づいた基本計画平面図の作成

縮尺例:1/300～1/500 歩道・園地（基準面積2.0ha）

1/500～1/1000 園地（基準面積4.0ha～）

### (5) 概算工事費の算出

実勢価格などに基づいた概算工事費の算出を行う。なお、総合案内標識については工事発注を想定した工事費を算出する。

### (6) 基本計画説明書の作成

上記検討資料を取りまとめた報告書を作成する。

### (7) 照査

基礎情報や敷地情報の把握と計画の適正、計画方法の妥当性、成果物の内容の適正について照査する。

### (8) 設計協議

業務着手時、中間（1回想定）、成果物納品時に業務打合せを行う。

(9) 鳥瞰図または透視図の作成

決定した内容に基づいて、対象地全体を俯瞰した鳥瞰図又はアイレベルからのイメージスケッチの作成をする。(A3判1枚)

## 第3章 その他

### 第19条 資料の貸与

発注者が貸与する図書は、以下のとおりとする。

- 平成20年度皇居外苑サイン現況調査業務報告書
- 平成26年度皇居外苑サイン基本計画・基本デザイン作成業務報告書
- 平成29年度北の丸地区標識多言語化整備設計報告書
- 令和3年度北の丸公園利用環境再整備検討調査業務報告書
- 令和4年度皇居外苑北の丸公園関係資料調査業務調査報告書
- 令和4年度皇居外苑北の丸公園基礎資料作成業務調査報告書
- 令和5年度皇居外苑北の丸公園生物相調査業務報告書・関連パンフレット等
- 北の丸公園の利用の在り方に関する検討会報告書

### 第20条 業務対象箇所への立ち入り

現地調査等により業務対象箇所に立ち入る場合は、事前に調査職員へ箇所、日時、内容等を説明し了解を得るものとする。

### 第21条 疑義

本特記仕様書の記載事項に疑義や変更が生じた場合は、調査職員と管理技術者が協議し、決定するものとする。

### 第22条 訂正時の措置

受注者は、業務終了後といえども受注者の過失、疎漏に起因する不良箇所が発見された場合には、調査職員の指示により訂正補足、その他の措置を行うものとする。



## (業務内訳表)

区分・工種・種別・細別	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
基本計画業務						
1 現況把握	総合公園（平地・単純・改修あり）	8.4	ha			
2 敷地分析	総合公園（平地・単純・改修あり）	8.4	ha			
3 計画内容の検討及び方針設定	総合公園（平地・単純・改修あり）	8.4	ha			
4 基本計画図の作成	総合公園（平地・単純・改修あり）	8.4	ha			
5 概算工事費の算出	総合公園（平地・単純・改修あり）	8.4	ha			
6 基本計画説明書の作成	総合公園（平地・単純・改修あり）	8.4	ha			
7 照査	総合公園（平地・単純・改修あり）	8.4	ha			
8 設計協議（業務着手前、中間1回、成果	着手・中間1回・成果物納入	1	式			
9 鳥瞰図または透視図の作成	A3サイズ1枚	1	式			
直接人件費計						
その他原価（設計業務）		1	式			
一般管理費等（設計業務）		1	式			
小計		1	式			
業務価格						
消費税等相当額		10	%			
業務請負費計						